

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号
東急リアル・エステート投資法人
代表者名
執行役員 堀江正博
(コード番号 8957)

資産運用会社名
東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社
代表者名
代表取締役執行役員社長 堀江正博
問合せ先
取締役常務執行役員 IR 部長 小井陽介
TEL.03-5428-5828

資産運用会社における業務方法書の変更に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、業務の内容及び方法を記載した業務方法書の内容の一部を変更することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の内容及び理由

(1) 法令変更への対応

金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 ADR（注）制度）に関する法令等の施行に伴い、苦情処理措置及び紛争解決措置に関する条文を新たに追加します。

なお、資産運用会社は、資産運用会社において苦情の処理及び紛争の解決を図るほかに、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターを通じて金融商品取引業等業務関連の苦情の処理及び紛争の解決を図ることといたします。この団体は、資産運用会社が加入している社団法人投資信託協会から苦情の処理及び紛争解決のあっせん等についての業務を受託しており、顧客からの苦情等の受付及び紛争解決のあっせんを行っています。

また、資産運用会社は、証券・金融商品あっせん相談センターを通じて苦情の処理及び紛争解決を図る旨並びに証券・金融商品あっせん相談センターの連絡窓口に関する情報を、資産運用会社ウェブサイト (<http://www.tokyu-reim.co.jp/>) に掲示その他の方法により、周知を図るものとします。

(2) その他

字句の変更等

(注) ADR (Alternative Dispute Resolution)

訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事実の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待されます。

2. 変更日及び届出予定日

(1) 変更日

2010年10月6日

(2) 届出予定日

金融商品取引法に基づき変更から遅滞なく金融庁長官に対して届け出ます。

3. 今後の見通し

本投資法人の純資産及び損益に与える影響等はなく、運用状況の予想の変更はありません。

以 上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会